

令和7年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和7年9月25日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年9月25日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	延 会	令和7年9月25日 14時57分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	向出 健	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	由本好史	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	会計管理者	石原千明	○	
	参 事 兼 希望のまち 推進課長 事務取扱	田中邦男	○	税 住 民 課 長	草水英行	○	
	参 事	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	総務財政課 担当課長	吉田和秀	○	人権啓発 課 長	増田紀子	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	5 番	山 本 勝 喜		6 番	山 本 翔 太		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和7年第3回笠置町議会会議録

令和7年9月11日～令和7年9月26日 会期16日間

議 事 日 程 (第2号)

令和7年9月25日 午前9時30分開議

- 第1 認定第1号 令和6年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第2 認定第2号 令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第3 認定第3号 令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第4 認定第4号 令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 第5 認定第5号 令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件
- 第6 一般質問

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和7年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

申し上げます。定例会初日に審議いたしました議案第34号から議案第44号につきましては、町長より議案番号の付番に誤りがあることが判明し、訂正する旨報告がありましたので、議長がこれを認めました。

したがって、議案第34号から第44号は議案第37号から議案47号に訂正されたので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、認定第1号から認定第5号につきましては、本日は質疑を行います。

また、以上の5議案に対する発言通告の提出はありませんので、申し添えます。

議長（西 昭夫君） 日程第1、認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。

認定第1号の質疑につきましては、歳入歳出ともに1款ごとに区切って質疑を行います。

まず、歳入に関する質疑を行います。

1款町税に関する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、1款町税に関する質問をさせていただきます。

町税の収入未済額が406万6,605円となっておりますが、現状と今後の見通しについて説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 収入未済額406万円の現状、今後ということで御質問をいただきました。

収入未済額としましては400万円余りの額が出ているわけでございますけれども、徴収率といたしましては、前年と引き続き99%という徴収率になっております。実際には調定額自身下がってきている状況ではございますけれども、一定の徴収率を保っているということで、一定の滞納整理が進んできているものと思っております。

今後といたしましては、前年度と引き続きにはなるんですけれども、京都地方税機構と連携を図りながら、今後も徴収実務に尽力したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで1款町税に関する質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで2款地方譲与税に関する質疑を終わります。

次に、3款利子割交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで3款利子割交付金に関する質疑を終わります。

次に、4款配当割交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで4款配当割交付金に関する質疑を終わります。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで5款株式等譲渡所得割交付金に関する質疑を終わります。

次に、6款法人事業税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで6款法人事業税交付金に関する質疑を終わります。

次に、7款地方消費税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで7款地方消費税交付金に関する質疑を終わります。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで8款ゴルフ場利用税交付金に関する質疑を終わります。

次に、9款自動車取得税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで9款自動車取得税交付金に関する質疑を終わります。

次に、10款環境性能割交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで10款環境性能割交付金に関する質疑を終わります。

次に、11款地方特例交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで11款地方特例交付金に関する質疑を終わります。

次に、12款地方交付税の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

地方交付税が予算現額と調定額の差が774万7,000円の減ということですが、どうしてこういったことが起こったのか、御説明願いたいと思います。

議長(西 昭夫君) 総務財政課長。

総務財政課長(森本貴代君) 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

調定額と収入済額の差の要因でございますが、地方交付税の中でも特別交付税についてでございます。特別交付税につきましては、3月の交付の確定を待たないと金額というところが分からないというところが正直なところでございまして、3月の補正のところで確定した数字というのを計上できなかったというところで、今回見込んでいた額よりも収入のほうが少なかったというところで、差が出たものでございます。

議長(西 昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

毎回、3月に交付税のほうが確定しないとできないというような話をされていまして、最終、補正で対応するというような話がずっとあったかと思うんですけども、昨年はそのあたりはできたんですけども、令和6年度はできていなかったということになります。

また、このような地方交付税は一般財源ですので、こういった減となりますと、財源が不足して財政運営が大きな支障を来すと思いますので、今後このようなことのないように気をつけていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで12款地方交付税に関する質疑を終わります。

次に、13款分担金及び負担金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで13款分担金及び負担金に関する質疑を終わります。

次に、14款使用料及び手数料の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。
7番（由本好史君） 7番、由本です。

使用料の1節の運動公園使用料が予算現額と調定額の差が15万480円の減ということですが、そのあたり説明願いたいのと、2節の交流施設の使用料が予算現額2万9,000円に対し、調定額及び収入済額共に4,040円ということです。このあたりの説明もお願いしたいと思います。

それと、3節の笠置いこいの館使用料がゲートボール場使用料しか計上されておられません。このあたりの説明もお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

運動公園の使用料でございますが、3月の使用料につきましては、3月補正の予算を検討する2月の時点では確定をできないというところで、見込んでおりました使用料よりも収入済額のほうが3月には少なくなってしまったというところで、差が出たものでございます。

以上です。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） まず、交流施設使用料でございますけれども、サテライトオフィスの使用料の収入しかございませんでした。このあたりにつきましては、必要な金額の予算にするように、今後努めてまいりたいと考えております。

いこいの館の使用料につきましては、ゲートボール使用料ということで御利用いただいております、その分のみとなっております。これにつきましても、適切な予算の計上に向けて努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

運動公園の使用料につきましては、以前に使用料見直しを検討していきたいというような発言もあったんですけども、この3月だけで15万円というような見込みがなかったというのが不思議に思うんですけども、そのあたり、ちゃんとした見込みを立てて予算計上していただきたいと思います。

サテライトオフィスやお試し住宅、それと移住・定住プラザ等の施設について、費用対効果も鑑み、町外からの人を呼び込む方法と併せて、新たな利活用について取り組み、早期に対策を講じる必要があると、決算審査意見書に指摘されておりますが、どのように取組をされてきたのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それと、笠置のいこいの館の使用料につきましても、以前から貸し部屋について、もっと利活用するよという話をさせていただいたんですけども、その取組はどうだったのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

それと、住宅の使用料の収入未済額が599万906円となっております。前年度より44万9,318円増加しております。このあたり、現状とまた今後の見通しについても説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） サテライトオフィスにつきましては、正直なところ、利用者につきまして、申込申請をアナログで出さなければならないとか、鍵もそういうふうな形で役場のほうに借りこなければならないというような状況でございます。そのあたり、今風で申しますと、例えばスマホで施錠、解錠ができるでありますとか、そういうふうな工夫をいたしまして、多くの方々に利用していただけるように工夫をしてみたいと考えております。

正直なところ、ホームページで利用促進を訴えておりましたけれども、なかなかそのあた

り伝わっておりません。

また、サテライトオフィスの看板につきましても、なかなかこの建物が何であるかというところが分からなかったところもございましたので、看板の表示もさせていただいたところでありすけれども、まだまだ利用促進にはつながっていないというのが現状ですので、しっかりと頑張ってもらいたいと考えております。

いこいの館につきましても、現状ゲートボールだけでございます。御指摘のとおり、会議室の利用もなかなか促進施策できていないと思いますので、多くの方に使っていただけるように努力してもらいたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の住宅使用料、収入未済額599万906円についてお答えさせていただきます。

住宅使用料収入未済額のうちで、滞納分が約9割を占めている状況となっております。住宅使用料は、本町におきまして重要な財政収入となりますので、今後、滞納者につきましては、個別に対応し、生活及び所得環境等踏まえた上で、支払い計画書を作成していただき、滞納分の住宅使用料を納付していただくよう努めたいと考えております。

また、現年度で当月分住宅使用料が期日までに納付されない場合は、督促状の送付や夜間徴収を実施し、現年度分住宅使用料が滞納分とならないようにも努めてもらいたいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

運動公園の使用料についても、見直しを検討したらどうだという提案をしたことがあるんですけども、そのあたりはどうなのかということと、笠置のいこいの館のパンフレットが貸し館とかいうものがないということで、以前からもつくるようにというような要望をしておったんですけども、そのあたりはどうなのでしょう。お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

運動公園の使用料でございますが、由本議員がおっしゃいますとおり、現在、物価高騰等もございまして、社会情勢も変わってきております。見直しが必要な段階にも来ているのかなというふうに思っておりますので、また検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） いこいの館のパンフレット、チラシ等につきましても、いこいの館の今後の在り方も含めまして、無駄にならないように取組を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで14款使用料及び手数料に関する質疑を終わります。

次に、15款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

15款国庫支出金、予算現額と調定額及び収入済額との比較で、8,973万4,776円の減額となっております。その説明と予算現額が2億3,440万2,500円と1,000円以下の数字が出ておりますが、その説明をお願いしたいと思います。

それで、2項の国庫補助金について、事務の不適切な処理で、国庫補助金が261万9,000円が交付されなかったと報告がありましたが、予算はどのように処理されたのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、保健福祉課所管のものに関してですけれども、まず、民生費の国庫負担金の社会福祉費負担金につきましては、予算現額と調定額等について290万円余りの差額があります。これにつきましては、障害者自立支援給付事業、それから障害者自立支援医療給付事業の2分の1がこの国庫に当たるということで、なかなか歳出の見込みが、今回歳出が決まらないうと国庫も決まらないうところもありますが、今後、正確な見込みに努めてまいりたいと思います。

また、続いての老人福祉費負担金についても54万6,000円の差額がございます。これにつきましては、介護保険料の低所得者保険料軽減負担金ということで、国が2分の1、また府と町が4分の1を支出するということで、これにつきましても、差額が出ないように正確な予算見込みに努めてまいりたいというふうに考えております。

それから国庫補助金のほうなんですけれども、この中で、これも社会福祉費の補助金で

114万円余りの差額が出ております。これは、歳出の地域生活支援事業及び障害者総合支援事業費の補助金というところで、これにつきましても同じような回答になって申し訳ないですけれども、今後、また正確な予算見積りに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

事務の不適切で歳入となりませんでした国庫補助金ですけれども、本来でしたら、総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備補助金というもので交付される予定でした。支出につきましては、負担金としまして既に総務費のほうで支出しておりますので、こちらについては一般財源を充当したということになっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

昨年、職員が不適切な事務の処理を行ったと発覚し、その補助金89万6,000円が町に交付されなかったと、それで、本人に補填させ、給料の10分の1を1か月分減額、町長も給料を減額されたわけですが、今回は、職員の事務の不適切な処理により、国庫補助金が261万9,000円が町に交付されないということで、職員の処分は文書訓告のみということ。余りにも処分の対応に差があるのではないのでしょうか。

今回は、前回の3倍近い貴重なお金が町民の負担になっているのに、この対応に疑問を感じるわけです。前例ができたわけです。町長は、町の責任者、組織として責任を取らないといけないと発言され、公務員として基本となります法令や例規に沿った事務執行に取り組みたいと思っていますとのことでしたが、住民の皆さんからの信用を損ねました。それに、今回は山本町長の下で起こった事務処理です。町長はどのように責任を感じておられるのかお話しください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の今年度の不適切な処理の処分についてでございます。

前回、昨年度でありましたが、不適切な処理のときの処分と今回のときの処分の差についてでございますけれども、前回の部分につきましては、あくまでも個人が意図的に隠してやっていたということがあります。ただ、今回につきましては、事務処理上のミスという、そ

のような違いで、根本的な違いがあると考えております。ですので、前回はいくまでも個人が意図的にやって被害を与えたということですので、その分についてお返しいただくという形で対応いたしました。今回はあくまでも事務処理上のミスということですので、本人からの返還を求めず、文書での注意としてさせていただきました。

ということは、あくまで今回甘く見たというわけではなくて、これは、職員に対する逆に言うとメッセージになります。ただ、今後同じことを繰り返した場合には、当然もつときつい処罰を与えることを考えておりますので、ということは、やはり二度と起こらないということの基本に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

町民からしたら、去年は89万6,000円、これは本人から補填されて、何もなかったわけですね。今回は261万9,000円を町民の血税で賄われたということ、こういう部分が大きいと思うんですけども、また、再度そういうのが起こらないようにということですけども、その職員がまた起こるとというのが問題で、今後ほかの職員もした場合とかもあるんですけども、やはり今回の処分から見ても、町長の責任というものがなかなか感じられてこないわけですが、前は顧問弁護士さんの意見を聞いて判断したようなことをおっしゃっておられましたが、今回も顧問弁護士さんの意見を聞いて判断されたのか、また前は笠置町職員の懲戒処分の指針に基づき処分したということでしたが、今回はどうだったのかお伺いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの顧問弁護士に相談したのかの件についてでございますが、今回の事案につきましては、特に顧問弁護士と相談したわけではございません。その中で、総合的に私の判断で、様々な指針等には照らし合わせましたけれども、やはり職員として今回職員が犯したミスというのは今回が初めてであるということ、そして今後に対して、やはり処罰をするということも確かに必要なんですけども、やはり教育の視点というのも、私必要だと思いましたので、今回の事例を教訓に、二度と起こさないというふうに役立ててほしいという意図から、個人からの請求をしないという判断をしたものでございます。

当然、同じ者が犯しましたら、それはもちろん論外だと考えておりますけれども、それは起こらないようにということ、これはほかの職員についても同じでございます。今回1人が起こったこと、ほかの職員だけのことでなくて、全職員に関係することだと考えておりま

す。

その中で、私の責任の取り方ということでございましたけれども、私が1つはっきり申し上げられるのは、再発防止ということでございます。その中で再発防止策をつくりまして、今まだ庁内のほうで検討いただきたいと、たたき台のほうはつくらせていただいて、その後、庁内でみんなでこれを共有してほしいということで、もう一度検討いただいた中で、みんなのものとして扱ってほしいという形の部分で指示したところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員のおっしゃっておられます17ページの予算欄のところ、継続費及び繰越事業費の財源となっているところでございます。おっしゃったとおり、本来でしたら、1,000円単位での予算となりますが、前年度の繰越し分、事務費といたしまして、この分繰り越されておりますので、端数が出たということになっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほど、由本議員からありましたように、今回、事務上のミスによって、血税から、一般会計から出すということになりました。これまでもミスがあったときに、特に副担当を置く形ということもよく言われて、対応していくということでしたけれども、より具体的な対応が求められる。特にお金、手続上のミスによって、一般会計からお金を支出しなければいけないような事態を招くような問題については、課内で責任者なり課長級なのか、一定の上役のところ、進捗状況を確認できるような仕組みとか、具体的な対応を考えていかないといけないのではないかと思います。

検討はされるということで、再発防止策もされるということですが、一般的には、人的なミスというのは全くゼロにするというのはなかなか困難というふうには思いますけれども、やはり今みたいな重要な一般会計の負担が伴うようなことについては、より具体的な、また高度な対応が要るのではないかとこのように思います。

これまでもいろいろ言われてきたんですが、やはり起きてしまっていると。教育の面ということもよく言われるんですが、個人のパーソナルによって起きているという場合はそれも有効な場合があるんですが、やはりシステムとして、組織としての対応が要ると思うんです。

その点については、今後、本当により具体的な対策をどのように改善をされたかというこ

とをちょっときちっと示していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまのミスに対しての対策についてでございますけれども、やはりまず、人的なミスを防ぐというところ、これはもちろん当然やっておりますけれども、ただやはりそれが100%防げるかというのは、なかなか難しいかと思っております。

であれば、特に管理職のチェックということなんかも、これも当然のことなんですけれども、それでも今回のほうは通り抜けてしまったということがありましたので、特に今度お金の話でございますので、ここで公会計システムというのが入っておりますので、それを最大限活用したいということで、当然、当初予算という部分でいいますと、支出する内容というのが記載されているものがあります。それに対して、では支出したのかどうかというのをシステムの的にチェックする。支出されていないかどうなっているかという形をチェックしていく。それはもちろん担当者の目でもありますけれども、管理職のほうでも確認ができます。

それとあと、これは議会の都度、補正予算なりを計上させていただくんですけれども、その際に、特にいわゆる不用額になるものがないかということを確認するんですけれども、それは今までしていなかったということから、今後不用額のチェックなどもしていきますと、その段階で支出していないということなんかも見つけていきたいとも思っております。その件を私なりにヒアリングさせていただくところから、まずは、たたき台という形の部分でつくらせていただきました。それを実務面に落とししていこうということで、現在、課長会議等の中で、検討いただきたいという形でしております。

ですので、やはり人的なところプラスやはりシステムも活用するということで、防いでいきたいと。ですので、あらゆるチェックのほうをしていきたいということで、今までやれなかった、気がつかなかったところなんかもシステムのにもやっていきたいという形で取り組んでおるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで15款国庫支出金に関する質疑を終わります。

次に、16款府支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで16款府支出金に関する質疑を終わります。

次に、17款財産収入の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

17款財産収入で、1節の土地の貸付料52万3,200円が収入されておりますが、各土地の場所と貸付け目的を教えてくださいたいと思います。

それと2節の施設等の貸付料として、デイサービス利用施設の貸付料が前年度比205万6,393円の減ということで、どうして205万6,393円の減となったのか、説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、土地貸付料のいこいの館多目的グラウンド貸付料で36万7,200円のほうを計上させていただいております。内容につきましては、伊左治医院への土地の貸出しといちい薬局への土地の貸出しの2件でございます。

それから、2節の施設等の貸付料につきまして、デイサービス施設貸付料ですが、令和6年5月1日から施設貸付料については減免ということにさせていただいたというところで、前年度に比べて205万6,000円の減額となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員の御質問の中の土地の賃借料の総務財政課の分でございますが、役場向かって道向かいにあります駐車場、JAのほうに貸付けをしている分でございます。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 土地貸付料の商工観光課分でございますけれども、いこいの敷地内に携帯電話のアンテナをドコモさんに立てていただいておりますが、その使用料でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

すみません、デイサービスの減免の理由について、御説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） デイサービスの利用の減免、ただいまの由本議員の御質問でございます。減免の理由ですが、なかなかデイサービスの運営が難しくなって、赤字が出てき

たというところもあって、いろいろデイサービス側と相談した中での減免という形でさせていただいたというところがございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで17款財産収入に関する質疑を終わります。

次に、18款寄附金の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

18款寄附金で795万6,000円と、前年と比較をし303万円の増となっております。どのような寄附があったのか、また、予算現額と調定額に138万5,000円の減額となっております。その理由についてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） ただいま御質問いただきました寄附金の件でございますけれども、795万6,000円全てふるさと納税に係るものでございます。合計242件、795万6,000円ということで、件数は5年度と比べまして横ばいでございますけれども、金額は増えております。1件、フジタカヌーの100万円という大口があったので、このような結果になったのかなというふうには思っております。

また、予算現額の隙間につきましては、ちょっと若干読みが甘かったのかなというところはございますので、そのあたりは、今後は気をつけてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

寄附については、指定寄附というのがあるかと思うんですけれども、こういった項目に対する寄附が多かったのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） すみません、今、手元に正確な数字を持ち合わせておりませんが、高齢者福祉に関する寄附が多かったというふうに記憶しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前は返礼品のまき、そのあたりの額が多かったというようなことを聞いた覚えがあるんですけども、町民の方で、ほかの自治体に寄附をされている方がおられると思いますが、そのあたりの収支はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼いたします。

ふるさと納税に係る寄附金、税額控除という形で金額を把握しておりまして、控除額といったしましては、市町村民税として120万円余りという形で数字が出ております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで18款寄附金に関する質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで19款繰入金に関する質疑を終わります。

次に、20款繰越金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで20款繰越金に関する質疑を終わります。

次に、21款諸収入の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

28ページの施設光熱水費負担分ということなんですが、これは、社会福祉協議会のほうがいこいの館の光熱水費相当分を負担していただくというものだと思うんですけども、それが8万8,969円ということで、前年度比1万1,316円の減となっております。その理由について説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

例年の使用料と積算につきましては変わっておりませんが、電気代について、国のほうで

減額されている期間がありましたので、その部分が全体的に下がったというところになっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

私、いこいの館の光熱水費を前年度と比較して、39万7,820円増えているんですね。それなのに、どうしてここが減ってくるのか、説明願いたいと思うんですけども。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

積算の根拠自体は面積案分、それから水道代については人数案分としておりますので、積算自体は変わっていないということなんです。ちょっと後ほど確認させていただきます。申し訳ありません。

議長（西 昭夫君） この内容が賛否に関わるようでしたら、資料を調べられるんやったら、今、必要ですか、由本議員。後からでも大丈夫ですか。

参事、後でも出してもらえますか。

参事（前田早知子君） はい。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで21款諸収入に関する質疑を終わります。

次に、22款町債の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで22款町債に関する質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 総務費の質問をさせていただきます。

1項総務管理費、1目一般管理費で、防犯カメラの設置工事で130万9,000が支出され、各区1か所ずつ、全6台の防犯カメラを設置したということですが、各区1か所だけでは犯罪等の抑制等にはならないと思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、5目の財産管理費、先ほども言いましたが、運動公園の管理事業が287万3,567円が支出され、運動公園の使用料が32万7,520円収入済となっております。差引き254万6,047円の赤字となっておりますのでございます。

運動公園は町外の方が多く利用されております。以前からも町外の使用料のほうをアップするべきと言っておりましたが、先ほどそのあたりを検討するということでしたが、再度お考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、6目の企画費、42ページです。笠置いこいの館管理運営事業で1,175万2,072円が支出をされております。その内訳として、光熱水費が580万3,040円、燃料費が185万5,710円、会計年度任用職員報酬が57万9,432円等が支出されております。

決算審査意見書の中に、いこいの館を再建するに当たり、その方法等について住民への説明や周知が必要で、住民がいこいの館再建についてどう考えているのかを聞く機会を設け、生かしてほしいとありますが、この意見書を踏まえて、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

それと、支出の内訳の会計任用職員報酬は、この科目で計上されて支出されたもののみなのか、説明願いたいと思います。

それと、また企画費のほう、地域活性化起業人の活動補助が298万8,077円が支出されております。昨年度は支出が60万2,24円ということで、238万7,853円もの増額となっております。この補助金の内容を説明願いたいと思います。

それと、44ページの防災諸費、木造住宅の耐震改修事業で157万6,000円が支出されておりますが、内容についても説明願いたいと思います。

それと、46ページの備品購入費で198万8,958円、負担金補助及び交付金で、118万円の不用が出ております。これらについても説明願いたいと思います。

それと、自主防災組織の育成ということで、西部区の自主防災組織への支出はなかったのか、そのあたりも説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、防犯カメラの増設についてでございますが、由本議員おっしゃいますとおり、区のほうからも、1台ならずもう少しというような声も出ております。防犯カメラの設置につきましては、保守の管理、今後、光熱水費とかもかかってくるものでございます。また、そういうところも検討しながら、他市町村では、区でつけていただいた防犯カメラについて、市町村のほうで補助をするというような形も取られているところもございます。そういった近隣の状況も見ながら、当町のほうでも、増設については今後検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、運動公園の支出について、収入が少ないということで、赤字になっておるといふところの質問でございましたが、先ほど、歳入のほうでもお答えをさせていただいたとおり、運動公園の使用料について、一定見直しが必要な段階に来ているのかなというふうには考えております。また、それも今後の社会情勢の状況等を見ながら、検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、46ページ、防災事業の備品購入のところでございますが、今回、防災事業につきまして、防災活動用公用車、いわゆる給水車の給水タンクを載せる自動車というのを買わせていただきました。当初については600万円ほど見込んでおりましたところ、400万円の支出に収まったというところで、不用額が出ているものでございます。これにつきましては、3月の時点で精算させていただくべきところだったというふうに考えておりますので、今後気をつけてまいりたいというふうに思っております。

それから、自主防災組織の支出につきましては、自治振興対策事業になりますので、36ページの中段、自治振興対策事業のところ、コミュニティ助成事業助成金というところがございます。こちらのほうで西部区の自主防災組織が防災倉庫、また無線のトランシーバーなど防災用品をそろえていただいたところに、自治振興センターのほうから補助金が出ておりますので、こちらのほうで町を経由してお支払いをさせていただいたというところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問の中の地域活性化起業人の活動費について、御説明させていただきます。地域活性化起業人につきましては、令和6年8月から副業型の企業人として4名、それか

ら企業派遣型として1名の方に入らせていただいております。副業型の企業人の方の活動費といたしまして、4名分の290万円が出ているというところでございます。

事業の内容といたしましては、皆さん体験していただけたかも分かりませんが、鍋フェスタのときのワークショップ、あれが1つございます。それから、スマートエキスポとかインターネット関係の事業といたしますか、その視察であったりとか出展のお話、それから、観光PRの素材となるものの提供、それから、先ほどのワークショップでもありましたが、希望のまちのロゴの作成等そういう事業に充当させていただいております。

それから、1つ補足でございます。先ほど、総務財政課長のほうからありました運動公園等の使用料ですけれども、運動公園だけではなくて、今後、産業振興会館であったりとか、ほかの部分についても使用料の見直しというものは、今年度全体的に考えておりますので、またそちらにつきましては、年度内のどこかのところで提案させていただくなり、御報告させていただくということになるかと思っております。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） いこいの館につきましてでございます。

先ほど御質問ございましたけれども、多くの方に御意見をということでございます。いこいの館につきましては、今後の在り方を検討していく中で、事業者からの提案も募ってということをお願いしております。その中で、多くの方々に御意見を伺いながら進めていきたいというふうに考えております。

また、会計年度任用職員の経費の関係でございますが、いこいの館の受付業務等に係る分がここに上げさせていただいているのみでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

44ページ下段の木造住宅耐震改修事業で、157万6,000円支出させていただいております。内訳につきましては、診断士委託料として15万6,000円、1件当たり5万2,000円掛ける3件分でございます。下段の耐震改修事業補助金142万円につきましては、耐震改修1件ございまして100万円、住宅の除去1件42万円、合わせて142万円でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

いこいの館の管理運営事業費の会計年度任用職員の報酬なのですが、以前私、予算のときに質問させていただきました。かなり昨年度よりも予算額が少ないというあたりで、これは何でやということ質問させていただいたときに、商工のほうで仕事をしていただく関係で、商工のほうで予算を取っているんだという話をされておりました。ですから、そのときもう既に150万円ぐらいの予算減額となっております、それで最終でそういうあたりをこちらで調整するんだという話があったかと思うんですね。いこいの館の担当分ということで、その分を抜き出して提示させていただきますというような答弁がありました。ですから、この部分につきましては、もっと額が多いはずなんです。

この前の定例会で、田中参事が150万円軽減されたのは社会福祉協議会のおかげだというような意味のないような答弁、説明をされたんですが、そのあたり、再度お聞きしたいと思います。社会福祉協議会が何で150万円削減されたわけなのか、そのあたりですね。以前言っておられた商工のほうで予算を組んでおられたのに、どうしてこちらのほうへ持ってこられなかったのか、そのあたりの説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、会計年度任用職員のいこいの館に係る会計年度職員の報酬に関してでございましたが、たしか80ページのほうに、商工費の中で商工総務費と人件費がございます。この内訳といたしましては、下の職員人件費に係る会計年度任用職員については、当時の商工観光課のほうで任用しております会計年度任用職員に係る分でございます。商工総務事業の中で掲載させていただきました部分につきましては、こちらのほうで、確かに申し訳ないです。私、当初の説明のときに、いこいの館のほうは朝の管理の清掃の分だけというふうな御説明をしたかと思えます。ですので、42ページに関しましては、早朝の7時半から10時までの勤務の方のもので、商工総務費に関しましては、42ページにつきましては、早朝の分とそれから受付等に係る分も含まれておりますが、予算の組替えなりを本来はすべきであったかというふうな御指摘をいただいたというところがございました。

商工総務につきましては、当初の予定では、由本議員おっしゃったとおり、商工観光課のほうに席を置き、時間になったら向こうで業務をしてもらうというふうなことで、交代勤務の商工総務事業に組み入れておりましたものをそのまま年度末まで、このような状態のままですってしまったというところでございます。

業務につきましては、その下の職員人件費のほうで賄うことができておりましたので、商

工総務事業に係っている分につきましては、御指摘いただいたとおり、いこいの館の主な分になったかというふうに考えます。

当初の計画と変わってしまったところがありましたが、それに伴い、常々、議員おっしゃっていただいていますとおり、費目に合った支出科目にするべきであったかと考えます。大変申し訳ございません。ここら私のほうの把握ができておりませんので、大変申し訳ございません。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

だから、こういうことを心配したから、予算のときに私、質問させてもらったんですよ。ですから、参事もその分を抜き出して調整するんだというような答弁をされておりましたので、これ、いこいの館の運営事業、前年度と比較、また来年度と比較、額が変わってくるわけですよ。正確な比較ができないわけですね。このあたりどうされるんですか。この事業費というのを総額を出していただけるんですか。お答えください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

80ページにございます商工総務事業におきましては、いこいの館の管理に当たっていただいている職員のほか、草刈り等もこちらのほうで支出したところでございます。消耗品や燃料費につきましても、商工費といたしましての支出も含まれていることから、ここら精査させていただきまして、実質、いこいの業務に関わっている部分が幾らかというのを抽出させていただきまして、総額のほう、今も予算決算に関しましては金額、このまま出ているところでございますが、いこいの館に関する部分のみ、ちょっと先ほどの資料と併せまして確認させていただきます。申し訳ありません。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

決算自体の修正ということではなくて、商工総務費の中をちょっと確認させていただきまして、いこいの館に係っている分というのを、ここから金額提示をさせていただきたいと考えております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

私、もう一つ言わせてもらったのが、田中参事が150万円軽減できたのは、社会福祉協

議会のおかげだというような発言をこの前されました。それは何を根拠に持って言われたのか、説明を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 一部不適切だったかなと思っております。よく精査した上で説明させていただきますように、今後気をつけたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長（西 昭夫君） ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前11時45分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、執行部からの発言の申出がありましたので、許可します。参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 失礼いたします。

決算関係で、笠置いこいの館管理運営事業の説明におきまして、減額の理由を社協に管理業務の一部をお願いすること等々によりというような誤った説明をしてしまいました。決してそうではございませんでした。訂正をしておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

私のほうから、さきに御質問いただいております歳入の分と支出に関しまして、由本議員の御質問に再度答弁させていただきます。

まず、歳入のほうです。諸収入として入っておりました28ページ、施設光熱水費負担分でございます。令和6年度におきましては8万8,969円ということで、こちら社会福祉協議会のほうから施設光熱水費負担分といたしまして納付いただいているものでございますが、令和5年度におきましては、施設光熱水費負担分といたしまして、自動販売機の使用料というものも含まれておりまして、それを合計いたしますと、令和5年度におきましては10万305円という金額になっておりました。今年度につきましては、その自動販売機の販売手数料は、この施設光熱水費負担分の少し上の14万6,160円の中に含まれるということになりました。昨年度途中から自動販売機を設置したというところもありまして、同様に光熱水費負担分というところで、合計の金額の計上となったところでございます。

いこいの館に関する社会福祉協議会の令和5年度の光熱水費の負担につきましては、8万5,305円となりまして、本年度は若干3,000円程度の増額となっております。こちらにつきましては、電気代の高騰等のため、少しですが増加したというものになっております。

なお、この光熱水費負担分につきましては、電気代につきましては面積案分、水道代につきましては基本料金の案分というふうな計算式にしておるところでございます。

歳入につきましては以上となります。

それから、歳出のほうでございます。

御質問いただいております企画費の中で、笠置いこいの館の管理運営事業におきまして、人件費、会計年度任用職員に係る報酬でございます。由本議員のほうからは、令和6年度以前に、予算計上の際に商工総務費、いこいの館に関するものについては同じ支出に合ったところで予算計上をというふうに御指摘いただいたところございましたが、令和6年度におきまして商工総務費、本来でしたら、いこいの館の管理運営事業に振り替えるべきところを1年間そのまま支出したということになってしまいました。

これによりまして、いこいの館に関連する人件費につきましては、商工総務事業のうち約180万円程度がいこいの館の管理運営事業に増額されることとなります。次年度におきましては、業務に合ったところから支出科目を設定するというふうにしてはありますが、昨年度については、先ほど申しましたように、そのまま1年間来てしまいましたので、大変申し訳ございません。

当初の計画と変わってしまったところがございますので、このようないびつな支出となっていました。以降は十分注意した中で確認を行い、適切な支出費目のほうから行わせていただきます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 商工観光費のほうで、いこいの館のほうで出しております分につきましては、草刈り等もございますので、今、ざっとの計算では180万円程度となっておりますが、後ほど、また詳しいきっちりとした数字を出させていただきます。申し訳ありません。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

相楽東部広域連合会の分担金衛生分として、4,939万4,000円が支出されております。以前から河原のごみの処理費町民の負担になっていることから、相楽東部広域連合の一般廃棄物処理手数料の改定を要望してまいりましたが、どのようになっているのか、御説明願いたいと思います。

議長(西 昭夫君) 参事。

参事(前田早知子君) 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

相楽東部広域連合における処理手数料について、改定していただく必要がありまして、正副連合長会議、参与合同会議の中でも、議題としては上がっておりますが、いまだ進捗のない状況でございます。当町のほうといたしましても、由本議員おっしゃったような負担等もございまして、さらにどのようにするかというの、会議の中で提案していきたいと考えております。以上です。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱(田中邦男君) 議長のお許しをいただきまして、前回説明させていただきました事項を一部訂正させていただきたいと思います。

観光事業の各イベント事業負担金でございますけれども、前回、花火に300万円という

説明をさせていただきましたが、正確には、鍋フェスタ、花火で合計600万円、うち花火が100万円でございます。申し訳ございませんでした。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

80ページのチャレンジショップ運営委託料で、12万円が支出されております。土曜日ぐらいしかこのショップは開いていないかと思うんですけれども、そのあたりの内容について説明願いたいと思います。

それと、82ページの観光費、観光協会の補助金が50万円支出されております。以前から観光協会の補助金については、河原の収支を確認して補助すべきと申し上げてきました。今さら申し上げる必要はないかと思いますが、河原のごみ処理、し尿処理費約200万円が毎年町民の負担となっております。河原の収支はどうだったのか、この50万円の根拠について説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） まず、チャレンジショップでございますけれども、御指摘のとおり、現状、土曜日しかオープンできておりません。今後はできるだけ開けるようにしたいと思っておりますけれども、まちづくり会社の業務内容等も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

また、観光協会の50万円の補助金でございますけれども、観光協会の事務局の家賃等ということで、補助金を支出しているところでございます。なお、これは6年度まででございます。7年度以降はなくなっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 河原の収支については、参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 失礼いたしました。

河原の収支につきましては、清掃協力金でいただいている経費の中で賄われております。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

84ページの2項道路橋梁費で、不用額が691万1,973円が出ております。以前、向阪の立ち退きをされた道路は、近隣の住民さんに理解を得ながらスケジュールを確立されたいと発言されておりましたが、どのようになっているのか説明願いたいと思います。

それと、2目の道路維持費で、工事請負費が189万8,900円の不用額が出ております。理由を説明願いたいと思います。その中で、法面の調査業務委託というのがございますが、どこの法面で、どのようなことをされているのか説明願いたいと思います。

次に、3目の道路新設改良費、86ページ、道路改良工事で320万円支出されております。町道有市柳生線道路拡張工事ということですが、どの場所をされたのか教えてください。

それと、4目の橋梁維持費工事請負費が326万9,638円の不用が出ております。これについて説明を求めたいと思います。

それと、4項の住宅費、2目の住宅管理費で、住宅維持修繕工事で町営住宅の維持に係る除草と側溝清掃業務を実施したということですが、これは3団地で実施したということなのか、また、内容について説明願いたいと思います。

それと、バリアフリー化工事、有市1団地の1戸の段差解消とフローリング化工事を実施したということですが、どうしてこの1戸のみをされたのか、他の町営住宅はどうか、そのあたりの説明もお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） ただいまの由本議員の質問に対して答弁の整理が必要やということなので、10分間の休憩をします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後0時09分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの質問の答弁を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

長時間ちょっと時間を取ってしまいまして、申し訳ございません。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

土木費の不用額691万1,973円につきまして、不用額が多額となっています項目につきましては、先ほど由本議員がおっしゃいましたように、道路維持費工事請負費で189万8,900円、道路新設改良費委託料で96万7,000円、橋梁維持費工事請負費で326万9,638円で、工事請負費がほぼ不用額を占めております。令和6年度におきましては、大きな追加工事等発注することなく工事が完了ができましたが、今年度におき

ましては工事本数が多く、工期終期日が年度末に集中したため、額の確定に時間を要したことが多額の不用額を出した原因と考えております。

今後は早期に事業発注を行い、早期に完了し、早期に額を確定いたしまして、不用額が出ないように事業の実施に努めたいと考えております。

続きまして、道路維持費の法面調査業務委託につきましては、町道笠置有市線西部区内1か所と飛鳥路区内1か所でございます。

続きまして、道路新設改良費の道路改良工事につきましては、町道笠置有市柳生線の道路改良工事で、飛鳥路地内1か所となっております。

続きまして、住宅の除草作業は3団地でございます。バリアフリー化工事220万円1件につきましては、かなり床等が腐っており、全面的に1回フロアを敷き替えなければということで、この額になりました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

やはり向阪の立ち退きされたところ、やはり近隣の住民の方は不安に思っておられると思うんですけども、数年たってそのままということですので、そのあたり何かスケジュールを立てられたのか、説明を求めたいと思います。

それと、町営住宅につきましては、ほかにも改修する必要があるのか、そのあたりもう一度お願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

向阪の件につきましては、現時点ではスケジュールは立っておりません。住宅の改修につきましては、ほかのところも傷んできていると思いますので、順次確認、また申出がありましたら現場確認させてもらって、改修等を進めていきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

やっぱり向阪のところ、かなり年数がたっていますので、そのあたり、ちゃんとスケジュールを早く決めて取りかかっていたいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで10款公債費の質疑を終わります。

次に、11款諸支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで11款諸支出金の質疑を終わります。

次に、12款災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで12款災害復旧費の質疑を終わります。

次に、13款予備費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで13款予備費の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、全体を通じて質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

30ページなんですが、予算現額と調定額との比較が1億2,108万1,453円の減、

予算現額と収入済額との比較が1億3,133万4,764円の減となっております。このように大きな減額となりますと、財源が不足し、事業実施に大きな支障を来すことになると以前からこの件について質問してまいりましたが、一向に改善されておられません。どうして予算現額と調定額に乖離が生じるのかお聞かせください。

次に、92ページ、翌年度繰越額のうち繰越明許費が1億3,026万1,160円と、決算審査意見書にもあるとおり、住民の生活に少しでも早く還元できるように、今後もできる限り繰り越しせず事業に取りかかっていたかのようにということです。また、不用額が前年度比3,022万700円の増ということです。どのように考えておられるのかお聞かせください。

それと、93ページ、単年度収支額が158万4,463円の赤字となっております。どのように分析をされているのかお聞かせください。

また、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れを700万円とした理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員の最初の歳入のところでございます。予算現額と調定額の差でございます。一番最初、歳入のところ由本議員から御質問いただきました不用額のところ、少し答弁漏れておったんですけども、補助金のところで、補助金として見ていたところが実際は諸収入で受けるものであった、その不用額で3,000万円ほど出ているのも大きなところでございます。

いつも毎年度ですが、由本議員には同じような御指摘をいただいております、できるだけ調定に見合うような予算現額で予算計上に努めていただくように、現課のほうにはいつもお願いをしているところでございますが、なかなかまだ見込みの甘いところがあるのが現状でございます。財政も厳しいところでございますので、その辺もう少し精査するように、今後もしっかり努めさせていただきたいと思います。御理解お願いしたいと思います。

少しすみません、質問が飛んでしまっていたら申し訳ないんですけども、繰越しにつきましては、令和5年度、令和6年度ともに、電算関係のもので3,000万円ほど繰り越している大きな事業がございます。それ以外のところでも、建設のところ繰越しの事業が多くなっているのも事実でございます。しっかりなかなか少ない職員の中で、頑張っているところではございますが、なかなか事務が追いつかず、繰越しになってしまうような事業も

ございます。何とか職員一同頑張りまして、現年度の予算については現年度で執行できるように努めてまいりたいというふうに思います。

それから、実質収支額の基金の繰入れにつきましては、自治法上で2分の1以上というところでもございましたので、今年度は700万円を積立てさせていただいたというところがございます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） すみません、実質単年度収支の考え方についてですけれども、やはり出に対しまして歳入のほうが少ないということで、その差額が大きくなってきているところがございます。そうしたところで、実質の単年度収支というところが赤字になってきているのが現状でございます。やっぱり歳入のほうというのをもう少し考えていかなければいけないのかなというところもありますが、なかなか自主財源というところが増える要素がございません。何かしらの策を考えて歳入を増やしていくことと、また歳出については、精査しながら支出を抑えるような取組も、事業の見直しも含めて取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

今後も、実質単年度収支というのは厳しい数字になってくるかというような見通しを立てておりますので、早急に庁内で全員で検討しまして、数値の改善に努めていきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

実質収支に関する調書で、基金の繰入額、これについては実質収支額の2分の1以上という、私もそういう認識があったわけですが。今回でしたら、2分の1以上でしたら600万円でもよかったのかなと思うんですね。ですから、どうして700万円にされたのかと、そういったあたりの理由をいただきたかったなと思います。

令和6年度の単年度収支額は158万4,463円の赤字ということです。事務の不適切な処理分261万9,000円が入っていれば、黒字ということなんでしょうか。赤字というのか黒字というのでは、イメージ的に大きな差があると思いますが、そのあたりどのように感じておられるのかお答え願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員おっしゃいますように、2分の1以上ということなので、600万円でもいいので

はないかというところでしたけれども、今年度は基金の積立てのほうを少し増額させていただいて、700万円というふうにさせていただいたところです。御承知のように、今回、基金の繰入金も多くなったところでございます。少しでも戻したいという気持ち、また次年度にも繰越しもしないといけないというところの精査の中で、今年度は700万円という数字を決定させていただいたということでございます。

実質単年度収支につきましては、先ほどありました交付金の数字を含めましても、黒字にはならなかったのではないかなというような分析をしております。また少し持ち帰って、まだまだ分析できていないところが多くあります。しっかり要因を何だったのかというところを勉強させていただいて、来年度以降の数値に反映させていきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

本案につきましては、本日は質疑にとどめます。

ここで休憩をします。

休 憩 午後0時27分

再 開 午後1時30分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

笠置町の広報用に撮影の申出がありました。許可しましたので、報告いたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、認定第2号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。

認定第2号の質疑につきましては、歳入で一区切り、歳出で一区切りとします。

まず、歳入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

6ページの国民健康保険税の現年課税分の収入未済額が前年度比5万100円の増となっております。国民健康保険は、相互扶助精神に成り立っている保険制度ですので、100%保険税を納めていただく必要があります。どのように分析されているのか説明願いたいと思

います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼いたします。

由本議員言われるように、国民健康保険税、こちら相互扶助で成り立っている仕組みとなっております。収入未済額としまして、今年度につきましては100万円強という形で数字上表れております。国民健康保険に加入されている方につきましては、事業をされている方もいらっしゃいますけれども、多くは無職の方、またアルバイト等、収入がなかなか低い方が多いというのが現状でございます。そういった方に対しましても、しっかりと公平負担、税の負担というのを訴えていきまして、徴収に尽力したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、全体を通して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

19ページ、実質収支に関する調書、実質収支額が前年度比977万7,983円の減となっております。どのように分析されているのか説明願いたいと思います。

それと、決算審査意見書に、被保険者の健診の受診率が26.7%と前年度より3.2ポイント増加したが、依然として府や国の水準に達していない。受診率向上に資する施策の展開を進められることに期待したいとありますが、府や国の水準は幾らで、受診率向上にどのように取り組んでこられたのか説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼いたします。

まず最初に、実質収支の関係でございますけれども、単年度収支の関係でございますけれども、どのような分析かという形でございますけれども、国保会計、主にやはり医療費の関

係になってございます。医療費自身は、昨年と比べまして減少しているものでございますけれども、やはり予算を組むに当たりましては、なかなかそういった医療費を正確に把握するというのは難しいことになってはございますけれども、そうした財政的な面も含めまして、分析をしながら進めていけたらなというふうに思っております。

2つ目の御質問ですけれども、健診の受診率ということでございますと、こちら国保の中央会が発表しております資料となりますけれども、全国では38.2%、特定健診の受診率というのが載ってございました。令和5年度の速報値ではございますけれども、38.2%という形でございます。

あと、こういった受診に関して、どのような工夫、施策を講じてきたかという話なんですけれども、実際には、保健福祉課と連携を図りまして、健診のほう進めておるところでございますけれども、やはりそういった方々に対して、チラシであったりとか周知のほうを進めてきたということでございます。

ただ、さきの国民健康保険の運営協議会、由本議員も会長として入っていただきまして、いろんな議論をいただいたところでございます。そういった中でも、やはり国保でやっている施策事業、なかなか住民さんに伝わっていないというようなお言葉をいただきました。私どももそういったことも真摯に受け止めまして、また、チラシの文面の工夫ですとか無線などを通じて広報に努めさせていただけたらなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

本案につきましては、本日は質疑にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第3、認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第3号の質疑につきましては、歳入で一区切り、歳出で一区切りとします。

まずは、歳入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、全体を通して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

23ページの実質収支に関する調書、実質収支額が前年度比829万2,038円の減となっております。この要因といたしましては、基金に前年度比1,070万3,114円増が積み立てたものと推測いたしておりますが、どのように分析されているのか説明願いたいと思います。

また、今後、基金の運用をどのように考えておられるのか説明願いたいと思います。

それと、決算審査意見書にありましたように、介護難民者が出ないように取り組まれないとありますが、どのように取り組んでいかれるのか説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、基金の関係なんですけれども、基金残高のほうは3月末で3,000万円ほどに積み上がっております。これにつきましては、事業実施する中で、財源等がなければ、そこから取り崩すというようなこともありますし、また、今年度令和7年度、令和8年度で計画をいたします介護保険計画にも、そういった保険料のほうにも活用していきたいというふうには考えております。

それから、介護難民の関係なんですけれども、今現在、介護難民というような方々はいないというふうには認識しておるんですけれども、また、山城南地域等でも連携しながら、そういったことが出ないような取組をしていきたいというふうには考えております。

それから、実質収支についてですが、歳入と歳出の差額が介護のほうですと実質収支という形になりますので、今回については、その差額が前年度に比べて800万円減ったということでございます。それぞれの事業においても、去年よりも減った事業もありますしというところからの差額、去年との差だというふうには考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

本案につきましては、本日は質疑にとどめます。

議長(西 昭夫君) 日程第4、認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。

認定第4号の質疑につきましては、歳入で一区切り、歳出で一区切りとします。

まずは、歳入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

6ページの後期高齢者医療保険料収入未済額が28万7,530円ということで、前年度より19万5,430円多くなっております。決算審査意見書に、市町村はその保険料の徴収を担っており、保険料の徴収に尽力されたいと意見を述べられておりますが、どうして収入未済額が前年度より多くなったのか説明願いたいと思います。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度収入未済額がなぜ多くなったかというところでございますが、普通徴収保険料のほうは昨年度99.03%だったものが今年度97.52%となってしまいました。議員おっしゃるように、やはり保険料というのは、公平的にも皆さんにお支払いいただくというところでございますので、引き続き、お支払いしていただくためにも取組を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

12ページの健康増進推進事業が前年度比43万5,621円の減となっております。

決算審査意見書に、住民の健康回復、増進事業の促進を図り、福祉制度の向上につなげら

りたいとありますが、前年度より事業費が減額になって、住民の健康増進は大丈夫なのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

健康増進事業で43万6,000円余りのものが減額となったということなんですけれども、中身でいいますと、健康審査事業のうち人間ドック委託料が前年度に比べまして44万4,000円ほど減額となっております。

令和5年度において22名の方が人間ドックのほうを受けていただいたんですけども、令和6年度においては8名というふうに減っております。内容を分析してみますと、そのまま引き続いて人間ドックを受けられた方、それから特定健診のほうで受けられた方が約半数というところで、その方の分も含めて、ちょっと金額が減額になったというところでございます。

それから、健康増進の関係でございますが、先ほど、税住民課長も言っておられましたけれども、国民健康保険であったりとかとも連携しながら、健診の受診率アップに努めていきたいとともに、また令和6年度から高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業ということで事業のほうを進めております。そうした事業も踏まえながら、町民の健康増進を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、全体を通して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

13ページの実質収支に関する調書、実質収支額が前年度比67万3,236円の減となっております。どのように分析をされているのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

後期高齢者医療の特別会計におきましては、歳入のほとんどが京都府広域連合への納付金というような形になっております。令和6年度におきましては、その他の事業についても見直しと申しますか、補正等をさせていただいたその見込みが見込みどおりの支出だったとい

うところで、今回11万5,000円というような数字になったのかなというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

本案につきましては、本日は質疑にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第5、認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。

認定第5号の質疑につきましては、収入で一区切り、支出で一区切りとします。

まずは、収入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで支出の質疑を終わります。

最後に、全体を通して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

簡易水道につきましては、以前あった基金、これはどのようになっているのか、ちょっと説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼します。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

特別会計にありました基金は、企業会計に移るときに全て取り崩させていただきます、現在、引継ぎ金として譲渡させていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

本案につきましては、本日は質疑にとどめます。

議長(西 昭夫君) 日程第6、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

一般質問は通告制ですので、通告書に従い行ってください。

通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。また、答弁は簡明に行ってください。

5番、山本勝喜議員の発言を許します。

5番(山本勝喜君) 5番、山本です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

9月1日は防災の日です。今回は、防災の取組など質問させていただきます。

1つ目は、新総合防災情報システム、SOBOについてお聞きいたします。

令和6年4月より運用が開始された新総合防災情報システムは、災害時の被害状況や地理的空間情報として迅速に共有することを目的とした国の基幹システムです。このシステムは、国や自治体、関係機関が災害時に必要な情報を地図上で共有できるもので、避難所の開設状況や道路の通行止め、孤立地域の把握などに役立つとされています。このシステムを笠置町でも活用することで、特に高齢者や子供、障害を持った方など支援が必要な方々への避難誘導がよりの確に行えるのではないかと思います。災害時の情報共有は、命を守るための最も重要な基盤です。

そこで、お伺いします。

住民の皆様が安心して避難できる体制づくりのために、笠置町としてこの新しい防災情報システムへの参加状況はどうなっているのか、また、今後どのように活用していくのか伺います。

後の質問は自席にて行います。

議長(西 昭夫君) 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長(吉田和秀君) 山本議員の御質問にお答えいたします。

新総合防災情報システムは、国が令和6年4月から運用開始し、順次利用の拡大を進めております。本町では、利用可能の状態となっておりますので、今後、被災時に京都府等へ共有する被害情報が当該システムに反映されることで、速やかな受援につなげたり、被災地支援の際に、現地の被害状況等を把握するための利用を想定しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

ということは、今の答弁によりますと、笠置町はこのシステムを活用できるという認識でよろしいんですね。ぜひとも1つ前の災害に備えるために、今後は収集した近隣の県、木津川市、伊賀市南山城もそうですけれども、災害情報なども町の防災情報を通じて町民の皆様にも共有をお願いし、次の質問に行かせていただきます。

次、防災の取組についてお聞きします。

令和7年に入ってから、カムチャツカ半島近海の地震や日本でもトカラ列島近海や日向灘、福島県会津、長野県北部と地震が発生しています。また、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震が今後30年以内の発生が約80%程度、過去の地震のデータなどから2030年代に発生する可能性が高いと言われていています。また、近年は風水害が頻発・激甚化しており、土砂災害や河川の氾濫への不安がぬぐい切れない状況であります。

お聞きいたします。もしこのような大災害が発生したら、どのような対応を考えているのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 失礼いたします。

山本議員の御質問にお答えいたします。

基本的には、笠置町地域防災計画内の応急対策計画や災害復旧・復興計画等、また、笠置町業務継続計画に基づいた対応となります。大規模災害が発生した際の対応については、町民の安全と生活の安定を最優先に置きつつ、国と府の施策と連携し、初動の迅速性と長期的な復旧・復興の両立を図る一体的な体制を整えてまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

私も初動の迅速性が大事だと思っております。

災害発生後、救助の成否を分けるタイムリミットは約72時間と言われております。災害発生時は、想定外の状況に混乱し、冷静な判断をするのが困難であります。2次災害を防ぐ

ために、速やかかつ正確な情報を収集され、災害に備えた役割分担が大切だと思いますが、そこのところもよろしくお願いします。

次に、3番の質問に行かせてもらおうと思いますが、先にちょっと2番を入れ替えまして、3番を先にやらせていただきます。

まず、大災害が発生し、家屋倒壊が多数あり、避難する人の数が多くなれば、小学校の体育館が避難所になると思われます。夏の猛暑や冬の寒さに対応するための空調設備が必要だと思われますが、町としての考えをお聞きします。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えいたします。

小学校の体育館に関しましては、教育施設であり、災害時の避難場所としての活用の側面もございますので、町の防災計画の中で、財源の問題も含めまして、連合教育委員会と連携しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

小学校の教室に空調が設置されておりますので、連合教育委員会と今後検討されまして、空きの教室も活用されることで検討をお願いします。以上です。

次に、2番の質問をさせていただきます。

近年、災害時の避難所における環境整備の重要性が高まっています。笠置町においては、令和7年7月末で75歳以上の後期高齢の方が371人で約47%おられます。また配慮の必要な方が安心して避難できるようバリアフリー化や福祉用具など備品の充実が求められていますが、現在の設備状況と今後の計画について伺います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問のお答えいたします。

当町における指定避難所及び指定緊急避難所は、笠置小学校や産業振興会館、つむぎてらすや各集会所など14か所ございます。また、福祉避難所は3か所指定しています。福祉避難所については、バリアフリートイレやスロープが設置されています。しかし、そのほかの避難所については、未整備なところもございます。

当町においては高齢化率も高く、災害時には、近隣の避難所を利用される方がほとんどだ

と考えております。財源を確保しながらになりますので、検討課題とさせていただきます。
以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

早急な対応をお願いいたします。

近年の大規模災害では、避難所の物理的、運営的な課題が避難生活の質の低下を招き、ひいては災害関連死という防ぎ得たはずの悲劇に直結しています。避難指定所の現状と課題を再検討していただき、実効性のある支援策を考えていただきたいと思います。いかがお考えですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 山本勝喜議員の御質問にお答えいたします。

災害関連死や避難生活の長期化に伴う心身の健康問題は、将来的に医療費や介護費、福祉コストの増大となって行政、財政を圧迫します。避難所の資質向上への初期投資は、こうした将来的な社会的コストを抑制する費用対効果の高い事前投資と考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

よく分かりました。また避難所が断水になったり、水の備蓄が尽きることも考えられますので、町の給水車についてもお聞きしたいんですが。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えをいたします。

本町におきましては、電動ポンプ給水式給水車1台を保有しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

午前中、令和6年に購入されたとおっしゃっていましたが、給水車の大きさとか排気量やタンクの大きさなど、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 車両につきましては、平ボディー貨物タイプで、乗車定員が3人、排気量については3,000シーシー、最大積載量が3トンと記憶しています。給水

タンクの容量につきましては、1,650リットルでございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

給水車の用途なんですけど、自分のイメージでは、主に生活用水よりも飲料水がメインと考
えると思いますが、この点はどうなっているんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 飲料水のための給水配布になっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 飲料水というのは体に入るものなので、タンクのメンテナンスとか清掃、
そういうのはどういうふうにされているんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 車両のメンテナンスにつきましては、1か月に1回、約50キ
ロの走行テストを実施しております。給水タンクのメンテナンスにつきましては、1か月に
1回、タンク内の清掃、あと外観の劣化、ひび等ないかを確認しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

1つ気になりましてんけれども、車の排気量の3,000シーシー、俗に言う3トン車に
なると思いますねんけれども、免許制度が変わりまして、たしかこの大きさでは準中型免許
が必要になってくると思いますが、その点は、そちらの建設産業課のほうで皆が運転される
のかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいんですが。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、積載量が3トンでございますので、準中型免許が必要となります。

建設課、私を含めた中で、運転できる者は現在のところ2名となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

分かりました。笠置町においては災害が発生して飲料水が必要となる場合、今言われまし
た1,650リットルで、災害が起きてから1日に必要なのは約3リットルと言われていま
すが、これで足りない場合はどういうふうにご検討されるんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 山本勝喜議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害が起きて、本町所有の給水車1台で賄えない場合につきましては、京都府並びに全国簡易水道協会に応援依頼をし、他市町村から給水車を派遣していただくようになっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

断水すると、ライフラインが停止しているということなんで、もし仮に停電とか起こった場合、給水車に水の補給のほうはできるんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 停電になった場合につきましても、町内各配水池は各家庭まで自然流下式となっていますので、電気を使わずに蛇口を開ければ水が出るので、ある程度の停電であれば、今たまっている配水池の水を給水車に載せて、各家庭に配送は可能でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

分かりました。昔に比べて、近年では予想をはるかに越えるゲリラ豪雨や地震による災害で、長期にわたる断水を余儀なくされる市町村もございますので、ライフラインは私たちの日常生活にとって必要不可欠なものでございます。今後も笠置町のライフラインをしっかりと守っていただきたいと思います。

そして、本町が誰一人取り残さない防災を実現するために、今後の取組に御尽力いただけるようよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで山本勝喜議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時08分

再 開 午後2時15分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7番、由本好史議員の発言を許します。

7番（由本好史君） それでは、一般質問通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

循環バス運営事業について、質問させていただきます。

循環バスの便数が減便され、住民の方が大変困っておられます。どうして11時台の便を減便されたのか、11時台を復活していただけないでしょうか。お考えをお聞かせください。

以降の質問は自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

循環バスについてでございます。

議員御指摘のとおり、去る6月1日の循環バスダイヤ改正によりまして、JR関西本線との乗り継ぎ利便性の向上を図るとともに、効率化、また、バス運転士の休息時間の確保等、待遇改善のために計3便を減便いたしました。お尋ねの11時台の便の復活についてでございますが、当面、相楽東部広域バス、月ヶ瀬方面口行きでございますけれども、いこいの館前11時26分発がございますので、それを御利用いただければと考えております。

また、11月からは、今議会で補正予算をお願いいたしました村タクの実証実験も予定をしております。その実証の中で、よりよい公共交通の在り方について検証してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

循環バスの11時台が減便され、多くの町民の方が困っておられます。町長が所信表明にも、町民の皆様の声を聞くということや命を守るといったことを言っておられました。循環バスを利用されておられる多くの町民の方がこの循環バスの11時台の減便について声を上げておられます。町長には届いていないのでしょうか。

この11時台の循環バスを減便されたことにより、日中の暑い時間帯、命を守る行動として、つむぎてらす等で次のバスを待たなければなりません。つむぎてらすの職員も対応に苦慮され、町民の方を自宅に送り届けることがあるそうです。そういったことも町長は御存じないのでしょうか。

今定例会の冒頭で、町長はこの循環バスの件について、来年度に検討すると述べられました。それを聞いた循環バス利用者の方はどれだけ失望されたことでしょうか。循環バスを利用されている方は、このダイヤ改正により困っておられます。町長はこれらの声を聞いて、どのように思っておられるのか、また職員からの声は届いているのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員からの御質問でございます。

もちろんこの減便があったこと、そして減便に対して皆様方から様々なお声が寄せられているということは、私のほうにも届いております。その中で、やはりこれだけ影響が大きかったということにつきましては、それはもう正直なところ、おわび申し上げるしかない、今のところ思っております。そして、この11時台の復活につきましては、今、参事のほうから答弁もありましたように、現時点では、広域バスがございます。そしてまた、村タクという実証実験も始める中で、それも活用していただければなというふうにも考えておりますので、今のところ、現在における状況の中で、何とか対応いただけたらというのが本音でございます。

ただ、あくまでも村タクの実証実験も含めてですけれども、よりよい公共交通というのを目的に実証実験も始め、導入も検討しておりますので、そのあたりは、村タクのほうの公共交通の実証実験の中でも皆様の声を、利用者の声というのも何うということも予定しておりますので、その中で、しっかりと皆様の声を集約できればというふうにも考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

町長、施政方針の中でも、住民の皆さんの命を守るには早めの対策が重要であると発言されておられました。住民の声を聞かれ、住民の声、また職員の声を聞かれまして、早めの対応をお願いしたいと思います。

なかなか循環バスのほうでは、村の中に入っていくというようなこともありまして、そういった広域のバス、ちょっと利用しづらい面もあるかと思っておりますので、またその面もちょっと配慮していただきまして、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業についてです。

物価高騰等対策事業で、令和7年4月1日現在、笠置町住民基本台帳に登録がある方に1人当たり8,000円の地域振興券を配布するとのことで、配布は最速で6月から7月頃に配布するとのことでしたが、いまだに配布されていません。どのようにになっているのか説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 地域振興券についてでございます。

事務が遅れておりまして、大変申し訳ございません。現在、12月配布を目指しまして事務を進めているところでございます。概要ができ次第、また御報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

12月配布ということは、使用はいつからいつまでできるということになるのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 現在12月、1月の2か月間の使用を考えておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今、商工会の発行されている商品券もあるんですけども、以前から、町内の商品券については使い勝手が悪いということで申し上げてきたと思うんですけども、12月、1月だけの使用でしたら、なかなか使いづらいかと思うんですけども、金額的に8,000円ですので、そのあたりはどうかいけるのか分からないんですけども、それでもう決定ということなんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 最終決定というところではございませんので、そのあたり、可能な限り柔軟な対応ができるように検討してまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そうですね、町民の方が柔軟に使用できるような体制をよろしくお願いいたしますと思います。

それで、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金事業の非課税世帯以外の方に対する支援について、1月の臨時会において、推奨支援枠を活用して支援を行うと答弁されておりましたが、どのような支援をされたのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 失礼いたします。

先ほど答弁いたしました地域振興券として予算を活用させていただくということで、考え

ております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、非課税世帯以外の方々について、8,000円に上乗せされるのでしょうか。そのあたり。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 含めた金額が8,000円でございます。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、非課税世帯以外の方々に対する支援をするという話は、全くそうしたらでたらめというか、うそだったということになるのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初予算に計上させていただきました今回の地域振興券ですけれども、これが推奨支援枠としての位置づけでございます。これに国のほうからも上積みがあるようでしたら、また金額も変わったかもしれませんが、その上積みもなく、国のほうといたしましては、ばらまきではなくこういう地域振興券であったりポイントをとというようなものを推奨支援するというのでしたので、当町といたしましては、地域振興券を配布するということで、その支援枠を活用するということになりました。

でたらめということではなく、推奨支援枠の対象範囲というところが限られておりましたし、それを増額してということにもなりませんので、今現在の地域振興券の配布ということにしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

1月の臨時会でそういった話をされるということは、何か期待してしまうわけですね。ですから、根拠のないような答弁はしないでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

早急にこちらのほうの地域振興券、配布をよろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

訪問介護についてです。

ヘルパーが高齢者宅を訪れ、身の回りの世話をする訪問介護サービスを提供する事業者がゼロの自治体が2024年末時点で発表され、京都府下では、笠置町が名指しされております。介護需要が高まる中、過疎地域でのサービスの提供の脆弱さが浮き彫りになったということです。利用者が必要なサービスを受けられない状況を避けるためにも、事業者の広域連携や経営の効率化を進めることが有効との指摘があり、行政による支援強化が求められております。

そこで、笠置町の状況をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町内の居宅サービスの事業所として、笠置町社会福祉協議会が運営されておりました訪問介護事業所は、令和5年2月28日をもって廃止されました。利用されていた方については、3月1日以降も訪問介護を継続して利用いただけるよう、町外の事業所へ引き継がれました。現在は、地域包括支援センターや担当ケアマネ、居宅介護支援事業所が利用できる事業所の紹介等の利用調整を行っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

近隣自治体の事業所から派遣されたヘルパーでサービスを維持しているという地域もあるということですが、こうした地域は、移動費や人件費がこれまでより多くかかるため、利用者の負担増につながりかねないということです。笠置町の場合は、その点どうなのでしょう。お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

引き継いだ訪問介護事業所については、交通費等は加算されておりません。また、事業所においては交通費等がかかることもあるかと思いますが、現在利用中の事業所については、交通費が生じているというふうには聞いておりません。

地域包括支援センターや担当ケアマネにおいても、そういったことも配慮して事業所の紹介等を実施しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

次の質問に移ります。

希望を育むまち笠置のまちづくり構想及び実行業務についてです。

希望を生むまち笠置町のまちづくり構想及び実行業務に関し、公募型プロポーザルが行われ、1社しか応募がなく、応募していただいたのが株式会社一という会社であったと、プロポーザルの実施経過が笠置町のホームページに掲載されておりましたが、町民の方の多くは御存じないと思いますので、経過報告をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

希望を生むまち笠置町のまちづくり構想及び実行業務のプロポーザルについてでございます。人口減少や経済衰退などの困難な状況に直面する笠置町を希望を生むまちへと再構築するための構想策定及び具体的な実行計画の立案、推進を目的とし、単発的なイベントや短期的な施策ではなく、企業版ふるさと納税を活用して、持続可能で革新的なアプローチによりまちを活性化するため、公募型の事業提案、プロポーザルを実施いたしました。

提案課題といたしまして、笠置キャンプ場の運営及び活用促進、笠置いこいの館を活用し、魅力を向上させる新たな付加価値の提案、町内の祭り、イベントの運営及び利用促進、移住・定住事業の活用、促進、そのほか笠置町の資産の活用やにぎわい事業を掲げ、事業提案を公募いたしました。

去る5月23日に公募を開始いたしまして、6月9日に締め切り、議員御案内のとおり、株式会社一の1社から提案がございました。

6月17日に提案者からプレゼンテーションを受け、関係団体の代表や金融機関、府等から成る審査委員会におきまして審査を行い、受託候補者として株式会社一を選定したところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、株式会社一さんから、笠置のキャンプ場運営について、また祭り、イベントについてや笠置いこいの館について、また、移住・定住事業等について提案があったと思いますが、具体的にどういった提案があったのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 提案内容についてでございます。

活動の軸にブランディング、施設改修等を行うキャンプ場、それから資金集め体制づくりなどを行っていきこの館、地域への経済効果の設計を図っていく祭りやイベント、また、まちづくりの参画やオンラインコミュニティなどのデジタル町民、また、全国の企業とコラボするなど各名産品の開発、そのほか町民の生活をサポートする施策、ツーリズム、療養、近隣地域との連携などを据え、希望を生むまちの構想や活動計画を策定していくとされております。

まず、1年目といたしまして、設備改修、サービス向上により単価アップによるキャンプ場の売上げ増加を図っていくとともに、町民と事業者の満足感、来場者との関係性構築を再設計した上で、祭り、イベントを実行していくこととしておられます。これらを進めていくに当たりましては、特定のユーザー、今回であれば、町民の皆さんやキャンプ場の来場者等になるとは思われますが、ユーザーを深く観察、ヒアリングを行い、その行動や心理から一般的な統計的調査では捉え切れない本質的なニーズ、課題を導き出す手法でありますN1分析を実施した上で、夜間の無断入場対策やキャッシュレス決済、変動価格制の導入など、設備、サービスの改善、ドライブシアターやウォーターパーク等イベントの開催、SNS、ウェブの活用などを行い、キャンプ場の提供価値を高めていくこととされており、付加価値の高いコンテンツをつくり上げ、その収益をよりよいキャンプ場づくりに投資していきたいとのことでございます。

祭り、イベントにつきましては、全ての祭り、イベントが町外の人よりも町内の人にとって意義の大きい場になるよう、N1分析の結果を基にリニューアルしていくとされています。

また、いきこの館の活用につきましては、山形県庄内地方のキッズドームソライを例に出し、屋内型キッズパークと温泉の複合施設にし、まちの自然を生かしたアクティビティとともに、ファミリー層に愛される場にしてはどうかと提案をいただいております、これもまたN1分析を基に、笠置にとってどういうものがふさわしいのか検討をしていきたいとされておられます。

さらに、移住・定住につきましては、誰でもいいから来てくださいではなくて、希望を生むまちでやりたいことがある人、このコンセプトに共感する人をまちに呼び込み、副業つきのお試し住宅の提案をいただいております。

そのほか、総務省のふるさと住民登録制度を活用したデジタル町民制度や笠置の暮らしおたすけ隊などの提案もいただいているところでございます。

これらの事業実施に際しては、企業版ふるさと納税を活用することとしており、経済界の

課題感や社会の動向を捉え、笠置町の資源と株式会社一のノウハウを生かして、社会に希望を生むプロジェクトにしていきたいとのことでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、今、いろいろ株式会社一から提案された事項について、何か進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 現在の取組状況でございます。

まずは、キャンプ場のスムーズな管理運営の移行に集中し取り組まれており、キャンプ場の従業員さんも引き続き働いていただいております。利用状況につきましても、御承知のとおり、猛暑の中とはなっておりますけれども、7月3日、081人、対前年度比でいきますと11%の減、8月4日、561人、前年度比2%減と、おおむね順調に営業できているところだと考えております。

この後、キャンプ場利用者を中心にN1分析に取り組み、どういうキャンプ場であるのがよいのか考えをまとめていきたいと伺っておりますので、任せきりにせず、町も一緒になって検討してまいりたいと考えております。

また、ほかの取組につきましても、今後こういった計画で進めていくのか、協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前でしたら、夏は花火とか、冬は鍋一とかやっていたわけですが、そういったイベントについてはどういう運びになるのでしょうか。教えてください。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） お祭りやイベントにつきましても、先ほどお答えさせていただきましたとおりでございますけれども、今後、町民の皆さんにとってどのようなものがあるのか、町民の皆様にご喜ばれる内容のものを一緒に協議して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今年も半年が過ぎようとしています。やはりそういったイベント等についても早い周知が

必要かと思っておりますので、そのあたり、早く対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

空き家対策についてです。空き家につきましては、令和2年度現在で空き家の総件数が30件で、居住可能と判断できる空き家は13件と報告されていましたが、今現在の数字について教えていただきたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の空き家バンクの登録件数でございますが、4件となっております。今おっしゃいましたように、令和2年に空き家バンクの登録を主眼とした調査を行った以降ですが、今現在の空き家の件数につきましては、把握できておらない状況でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

また、その空き家の件数等についてもやっぱり調べていただいて、把握する必要があるかと思ひますので、またよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、空き家は全国的に大きな問題となっておりますが、令和5年に笠置町では空き家等対策計画を作成するということがありますが、計画は作成されたのか、作成されている場合、どのような取組をされているのか教えていただきたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

ただいま由本議員より御案内のございました笠置町空き家等対策計画でございますが、令和5年10月に策定をさせていただきました。現時点での対策といたしましては、特定空き家の指定に至る前の管理不全空き家の段階で、所有者に対して適切な管理をしていただくよう定期的な指導と併せまして、空き家バンクへの登録や空き家の利活用についての啓発、またリフォームや除却費用等の補助制度などの情報提供を行い、管理不全空き家とならないような取組をしているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

空き家の管理不全とかいう話も、やっぱり件数を把握していないとできないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

空き家になりますと、周辺の住環境にも影響が出てきますし、小動物のすみかになってし

まったりします。空き家を処分できない要因の1つとして、家財の処分問題があると思います。

そこで、家財処分を支援するため、空き家家財等処分事業補助金を、また倒壊などの危険がある特定空き家等で解体事業の行政指導を受けている場合、空き家等除去費の補助金の創設が必要と思います。当初予算では、家財道具の撤去等の補助金を計上しているとのことの説明がありましたが、その内容についても説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 家財道具の撤去等の補助金につきましては、笠置町農村移住促進事業補助金といたしまして、空き家バンクに空き家を登録した者が空き家内の家財道具等の撤去を行った場合に、20万円補助するというものでございます。議員御紹介の空き家家財等処分事業補助金、空き家等除去費補助金につきましては、その必要性も含めまして、今後研究してまいりたい考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この空き家等の除去費の補助金につきましては、伊賀市のほうが実施をされているようですので、またそのあたり参考にしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、ふるさと納税で、空き家の管理といったことを返礼品にされているところがあります。このことについてお考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 希望のまち推進課長。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） ふるさと納税の返礼品につきましては、空き家の管理につきましては、私も御質問をいただきまして調べてみましたところ、全国そこそこの市町村が取り組んでおられるというようなこともございました。先行市町村からの利用状況も伺いながら、今後研究してまいりたい考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

近隣では、名張市さんのほうが載っているような報道がされておりましたので、また参考にしていただけたらと思います。

それでは、町営住宅の維持管理についてです。

町営住宅の空き家が多数見受けられます。昨年9月の定例会では、有市団地が18戸、後

谷団地が3件、奥田団地が11戸の空き家があると報告されていましたが、現時点での各団地の空き家の戸数を教えてください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えいたします。

各団地の空き家戸数についてお答えします。

有市団地、管理戸数36戸のうち空き家戸数が19戸、後谷団地、管理戸数10戸のうち空き家が3戸、奥田団地、管理戸数27戸のうち空き家戸数が13戸でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

令和4年度から10年間の計画で、町営住宅等長寿命化計画が作成され、実施計画において令和5年度以降、耐震診断、耐震化工事とバリアフリー工事を順次進める計画だと答弁されておりましたが、耐震診断、耐震化工事とバリアフリー工事の実績、それと耐震化工事が済んでいる町営住宅に空き家がないのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度は有市団地で10戸と奥田団地で5戸の耐震診断と、有市団地で6戸のバリアフリー工事を実施いたしました。令和6年度につきましては、有市団地で2戸のバリアフリー工事を実施いたしました。

耐震化済みの町営住宅で空き家の有無について、お答えいたします。

有市団地が3棟15戸で、耐震化工事が済んでおります。そのうち2戸が空き家となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

耐震化工事が済んでいて、空き家が2戸あるということなんですけれども、こちらにはほかの方を入居していただくということにはできないのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

現在のところは、入居していただいても大丈夫でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前に、後谷団地や奥田団地の方を有市団地の耐震化が済んでいるところに住んでもらえないかということで、引っ越し費用も町の方で出すということをおっしゃられたんですけども、そういった働きかけとか何かされているんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

奥田団地、後谷団地の住まれている方何名かにお声がけをさせていただきました。その結果、やっぱり長年住んでいるここがいいと、でも耐震化がなっていないので、いつ壊れるかもしれないので、移る考えはないですかとお聞きしたところ、やっぱり長年住んでいるので、ここで住まわせていただきたいというお答えがほぼございました。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前に、有市団地で取り壊す必要がある戸数が9戸あると答弁されておられました。どの物件なのでしょう。それと既に耐震化工事を終えられている物件の中に取り壊す必要がある物件が含まれているともお聞きしたんですが、それはどういうことなのか説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 現時点におきまして、有市団地が11戸、後谷団地が3戸、奥田団地が12戸、いずれも空き家となっている住宅で、耐震化問題による取り壊すべきであると、また、現在入居されている木造住宅については当面の間管理し、将来的には取り壊すことと長寿命化計画の中で判定されています。

現時点で早急に取壊しをすることは考えておりませんが、木造住宅におきましては相当の年数が経過していますので、当面管理する団地として位置づけられ、順次住棟単位で取壊しを進めてまいりたいと考えております。なお、取壊しにつきましては、取り壊すだけでは補助金等が活用できませんので、建て替え時に順次取壊しを考えております。

この計画につきましては、令和4年から10年間、中間時期である令和8年度にもう一度現時点での経済状況等鑑み、内容が変更になる可能性もございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

私、有市団地で取り壊す必要がある戸数の話をしたつもりなんです、その回答がなか

ったのかなと思うんですけれども、以前、担当者の方に聞いたら、もう既に耐震工事が終わっている物件なのに、ここは取り壊す必要がある物件なんだという説明を受けたんですね。それもすごく無駄なお金の使い方だと思うんですけれども、後谷団地や奥田団地で木造住宅は耐震工事も行われなくて、入居者の方々は不安な日々を送っておられると思います。以前に、町営住宅の木造住宅の耐震改修については、使用者の方から御要望等、御意見等伺いながら検討するということでしたが、使用者の方から要望や意見をどのように聴取され、どのように検討されているのか説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 所有者の方とは、耐震の話詳しくはまだしておりません。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

まだそういう話をしていないということなんですけれども、いろいろ耐震化の事業とかされている中で、やはりそういった話をちゃんとしていただかないと、これも前言われて、その場しのぎになっているということが懸念されるわけですが、そのあたり使用者、住民の方の安全・安心を守るために、いろいろと御努力いただきたいと思います。

それで、町営住宅なんですけど、どこの家もそうだと思うんですけれども、家が傷まないように、定期的に換気や掃除をする必要があると思いますが、どのような管理をされているのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

本来でございましたら、議員御指摘のように、空き家となりました住宅は定期的に換気、掃除、内外装の点検等を実施するのが町営住宅管理課の業務ですが、現在のところ、定期的な換気及び掃除等は行っていないのが現状でございます。今後は定期的に換気、掃除並びに内外装の点検等を実施していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

空き家の郵便受けにはチラシ等が入ったままになっておまして、そういったものも片づける必要があると思いますが、どのように考えておられるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 議員御指摘のとおりだと思います。今後は、空き家を清掃に行ったときなど、ポスト等の内容物を確認して、持ち帰りさせていただきたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

町営住宅のそういった管理につきましては、定期的によろしくお願ひしたいのと、特に木造住宅の耐震の弱いところにお住まいの方については、もっと要望等、御意見等伺いながら、早急に実施していただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（西 昭夫君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

議長（西 昭夫君） ただいま一般質問の途中ですが、本日の一般質問はこれにとどめ、これをもって延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、第3日目は、9月26日午前9時30分から会議を開き、本日の日程に引き続き、一般質問から行います。

本日はこれをもって延会いたします。御苦労さまでした。

延 会 午後2時57分